

法人形態選択のポイント② 農事組合法人の組合員・従事者制限

農事組合法人には、組合員や常時従事者に制限があります。

1 組合員の制限

組合員は、次の要件を満たす者のうち定款で定める者でなくてはなりません。なお、①の組合員が、3人未満の状態が6か月以上続いた時点で法人は法定解散となります。

- ① 農民(自ら農業を営み、又は農業に常時する者)
 - ② 農業協同組合
 - ③ 農事組合法人に現物出資した農地中間管理機構
 - ④ 法人から継続してその事業に係る物資の供給や役務の提供を受けている個人
 - ⑤ 特許に係る契約締結などにより法人の事業を円滑にしていると認められる者
 - ⑥ ①でなくなった者や①の組合員が死亡したときのその相続人
- 【組合員とみなされる者】
総組合員数の
1/3まで

2 常時従事者の制限

農業の経営を行う農事組合法人については、その事業に常時従事する者の1/3以上は組合員(又は組合員の同一世帯者)でなければなりません。



※ この場合、組合員と組合員の同一世帯者の合計は4人なので、常時従事者の合計は12人以内である必要がある。